

平成30年7月豪雨による児童養護施設等(※)

利用者負担金の取扱いについて

このたびの大雨等により被害を受けられた皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

平成30年7月豪雨により被災され、下記の要件に該当する方は、減免の対象となる場合がありますので、管轄の県児童相談所までご連絡ください。

1 全額減免対象者の要件

次の(1)及び(2)に該当し、申し立てをした者であること。

(1) 災害救助法の適用市町村の納入義務者(岡山市を除く。)

(2) 次のいずれかに該当する方

ア 住家が全半壊又は全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨

イ 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った旨

ウ 主たる生計維持者の行方が不明である旨

エ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨

オ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

カ その他アからオ以外でこれに準ずる被災をした旨

※上記以外でも一部減免となる場合がありますので、申請窓口にご相談ください。

2 全額減免期間

原則、災害発生日(被災日)以降1年間

3 提出書類

徴収額減免申請書、り災(被災)証明書(コピーでも可)、当該年の所得等が無いことを証明する書類等

4 申請窓口

管轄の県児童相談所

5 その他

その他ご不明な点は管轄の県児童相談所にお尋ねください。

中央児童相談所 TEL 086-235-4152

倉敷児童相談所 TEL 086-421-0991

津山児童相談所 TEL 0868-23-5131

(※)児童養護施設等とは、「児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則」による乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、障害児入所施設、里親、ファミリーホーム等をいう。